明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（**復興庁**三〇）　一
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**七五）　二
○高速自動車国道に関する件
（**国土交通**三四六）　二〇
○都市計画に関する件
（**東北地方整備局**三六～三八）　三
○道路に関する件
（**関東地方整備局**九〇）　三
○都市計画に関する件
（**中部地方整備局**五一、五二）　三
○都市計画に関する件
（**近畿地方整備局**四二）　三
○都市計画に関する件
（**中国地方整備局**四八、四九）　三
○道路に関する件
（**九州地方整備局**六六）　三
○河川に関する件（**北海道開発局**四三）　三
○道路に関する件（**同**四四）　三

〔公　告〕

諸事項

**裁判所**
破産、免責、再生関係　三
**特殊法人等**
独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構関係　三
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人、都市公園に存する工作物等の改築等関係　三
**会社その他**
**会社決算公告**　三

## 告示

○**復興庁告示第三十号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成二十五年復興庁告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表を次のように改める。

**別表**

| 補助金等の名称 | 処分を制限する財産の名称等 | | | 処分制限期間（年） |
|---|---|---|---|---|
| | 施設設備等の分類 | 財産の名称・構造等 | | |
| 福島定住等緊急支援交付金<br>福島再生加速化交付金 | 建物 | 簡易建物 | | 六 |
| | | 仮設のもの | | 七 |
| | 建物附属設備 | 電気設備（照明設備を含む。） | | 六 |
| | | 蓄電池電源設備 | | 一五 |
| | | その他のもの | | 一五 |
| | | 給排水又は衛生設備及びガス設備 | | 一五 |
| | | 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 | | 一三 |
| | | 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） | | 一五 |
| | | その他のもの | | 一五 |
| | | 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | | 一八 |
| | | 主として金属製のもの | | 一五 |
| | | その他のもの | | 一〇 |
| | 構築物 | 広告用のもの | | 二〇 |
| | | 金属造のもの | | 一五 |
| | | その他のもの | | 一〇 |
| | | 競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの | | 一五 |
| | | 児童用のもの | | 一〇 |
| | | すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの | | 一五 |
| | | その他のもの | | 一五 |
| | | 緑化施設 | | 一五 |
| | | 主として金属製のもの | | 一五 |
| | | 主として木製のもの | | 七 |
| | | その他のもの | | 二〇 |